

広島市文化芸術活動活性化臨時支援事業補助金 募集要項

文化芸術活動の活性化及び市民の文化芸術を鑑賞する機会の拡充を図るため、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を十分に講じた文化芸術の公演又は展示を主催する個人又は団体に対し、会場使用料及び附帯設備使用料の一部を支援します。

本募集要項をお読みいただき、内容に同意の上、御応募ください。

受付期間

【第1期】令和4年7月1日（金）午前9時～令和4年7月29日（金）午後5時
（令和4年7月1日（金）～令和4年10月31日（月）に実施する公演・展示分）

【第2期】令和4年10月3日（月）午前9時～令和4年10月31日（月）午後5時
（令和4年11月1日（火）～令和5年3月31日（金）に実施する公演・展示分）

対象となる分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能、歌唱、茶道、華道、書道など文化芸術全般が対象となります。

対象要件

申請者及び補助対象事業にはそれぞれ要件（2～5ページ参照）があります。

補助対象経費

会場使用料及び附帯設備使用料

補助率

補助対象経費の2分の1又は3分の1

※補助率の詳細や上限額は4～5ページを御確認ください。

補助対象事業期間

令和4年7月1日（金）から令和5年3月31日（金）までに実施される公演又は展示

※ただし、公演・展示前に申請を行ったものに限りです。

申請の方法

提出書類 補助金交付申請書（様式第1号）ほか

提出方法 電子メール（Eメール）で御提出ください。

申請様式 広島市ホームページからダウンロードしてください。

※申請手続等の詳細は6～10ページを御確認ください。

提出先・問合せ先

「広島市文化芸術活動活性化臨時支援事業」事務局（（株）アシスト：事務受託事業者）

住所：〒730-0051 広島市中区大手町3-13-18

TEL：082-299-0900 E-mail：bunka-hiroshima@assistinc.co.jp

問合せ受付時間：平日の午前9時～午後5時

I 事業概要

1 補助対象事業

以下の①～⑦に掲げる要件を全て満たす公演又は展示とします。

- ①令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に実施されるもの
- ②広島市内にあるホール、劇場、ライブハウス、ギャラリー等の文化施設等を会場とするもの
- ③広島市内を活動拠点とし、原則として直近1年以内に広島市内での出演等の実績がある出演者が5者以上参画するもの
- ④文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条に列挙された分野に係るもの
- ⑤市民が広く視聴、鑑賞又は参加することができるもの
- ⑥新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じるもの
- ⑦本市の文化芸術の発展に寄与するもの

ただし、令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に実施されるものであっても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、広島市がイベントの自粛を要請する期間が生じる場合には、当該期間中の事業は補助金の対象外とします。

以下のような場所は、補助対象事業の会場として認められません。なお、利用料金が明示されていない施設については、補助対象事業の会場として認められないことがあります。

- ・所在地が広島市外である会場
- ・レッスン会場等、稽古や練習を行うことを主たる目的とする場所
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる場所
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う場所

出演者（出展者）についてはプロ・アマを問いませんが、①広島市内を活動拠点とし、②原則として直近1年以内に広島市内で出演等の実績があること必要です。過去1年以内に広島市内において、団体（グループ）での活動実績しかない場合は、1団体（グループ）を1者として取り扱います。したがって、団体（グループ）のメンバーが5人以上であっても、団体（グループ）での活動実績しかない場合には、「出演者が5者以上」の要件を満たさないため、団体（グループ）単体での公演については補助対象外となります。

ただし、団体（グループ）のメンバーが個人でも活動しており、出演者の要件を満たしている場合には、メンバー個人を1者として取り扱うことができます。

本補助金については、公演又は展示を対象とするため、以下のような事業は対象外となります。

- ・文化芸術活動の練習（本番に係るリハーサルを含む。）
- ・講演会やトークショーなど、主たる目的が公演や展示ではない事業
- ・飲食の提供を主たる目的とする事業

また、本補助金は市民が広く視聴、鑑賞又は参加することができるものを対象としているため、以下のような事業は対象外となります。

- レッスン教室等が行う、習い事等の発表会
- 観客が特定の会員、レッスン教室の生徒又は家族等のみに限定される事業
- 特定の会員のみに配信される無観客ライブ

そのほか、以下のような事業は補助事業の対象外とします。

- 政治的又は宗教的な宣伝・主張を目的とする事業
- 誹謗中傷や差別的・暴力的言動等、公序良俗に反する事業
- 特定の者や商品の宣伝、広告又は販売を主たる目的とする事業
- 広島市又は広島市関係団体から補助金等の採択を受けた事業
- 国、広島市以外の地方公共団体又はこれらの関係団体から会場使用料又は附帯設備使用料に係る補助金等の採択を受けた事業
- 国、地方公共団体又はこれらの関係団体から委託発注等を受けた事業
- 国、地方公共団体又はこれらの関係団体が主催する事業
- 広島市内にあるホール、劇場、ライブハウス、ギャラリー等の文化施設等が自らの施設を利用して主催する事業
- 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害する事業
- その他法令等に違反するなど市長が適当でないと認める事業

2 補助対象者

「1 補助対象事業」に定める補助対象事業を主催する個人又は団体（法人、グループ等を含む。）とします。

主催者以外は申請することができません。主催者が業務を他の事業者等に委任している場合であっても、本補助金の申請手続は主催者が主催者の責任で行ってください。

以下に該当する場合は、個人・団体のいずれも申請できません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ②広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ④①～③に該当する構成員を含む団体
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的とする者
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ⑦広島市の市税に係る徴収金（市税、延滞金等）を現に滞納している者
- ⑧その他市長が適当でないと認める者

3 補助対象経費

令和4年7月1日から令和5年3月31日までの間に実施される補助対象事業の公演日又は展示日に利用した広島市内のホール等の会場使用料及び附帯設備使用料とします。

※ 公演日又は展示日以外の日の設営、リハーサル、練習、会場設営時等に係る会場使用料及び附帯設備使用料は対象外です。

※ 補助対象期間を超えて実施する事業については、補助対象期間に係る会場使用料及び附帯設備使用料のみが対象となります。

会場使用料及び附帯設備使用料として認められるもの、認められないものの例は以下のとおりです。

【会場使用料及び附帯設備使用料として認められるもの】

- ・ 補助対象事業の会場の使用料
- ・ 補助対象事業の実施に必要な控室、楽屋等の使用料
- ・ 舞台、音響、楽器、照明機器等の附帯設備使用料

【会場使用料及び附帯設備使用料として認められないもの】

- ・ 公演日又は展示日以外の日の設営、リハーサル、練習時等に係る会場使用料及び附帯設備使用料
- ・ 使用料の銀行振込等に係る手数料
- ・ 補助対象事業と関わりのない会場に係る使用料
- ・ 冷暖房費
- ・ 舞台設営経費、展示会場への作品搬入に係る経費
- ・ 受付・司会・警備・技術スタッフ等の人件費に係る経費
- ・ 補助対象事業を行う施設以外から借り受けた設備の使用料

4 補助金額等

上記補助対象経費に以下の補助率をかけた金額(千円未満切捨て)を補助金額とします。ただし、次のとおり上限の設定がありますので御注意ください。

入 場 料	収容定員に対する入場制限の割合	補助率
無 料	—	1 / 2
有 料	50%以下	
	50%を超える	1 / 3

※ 収容定員が明記されていない会場の場合には、会場（ホール等の舞台装置がある場合には、舞台を除く。）の面積1平方メートル当たり1人とします。

※ 補助金交付申請時に入場制限を設けず、収容定員の50%を超える入場者を設定した事業については、補助対象事業を実施した結果、入場者数の実績が収容定員の50%以下となった場合であっても、補助率は1 / 3とします。

【上限額等】

区 分	上 限		
	金 額	日数等	交付決定回数
公 演	30万円	1日分まで	1回まで
展 示	20万円	1会期分まで	1回まで

※ 補助金額は、予算の範囲内で審査により決定します。

※ 申請額に補助対象経費以外の経費が含まれている等、申請額の修正が必要な場合は、広島市において修正し、決定を行うことがあります。

また、補助対象者が、文化芸術活動の実施を目的とし、継続的かつ定期的に公演等を主催している団体※の場合は、公演については5日分、展示については2会期分を上限とします。

この場合、複数回に分けて交付決定を受けることも可能ですが、日数等の上限は、公演については累計5日分まで、展示については累計2会期分までに限ります。

※ 「文化芸術活動の実施を目的とし、継続的かつ定期的に公演等を主催している団体」とは、公演等の文化芸術活動を目的とすることが定款又は規約により明らかで、過去3か年、毎年1回以上の公演等を定期的に主催している実績がある団体とします。

Ⅱ 補助事業の申請

1 申請受付期間

公演・展示の開催時期によって申請期間が異なりますので御注意ください。

【第1期受付期間】 令和4年7月1日（金）午前9時～令和4年7月29日（金）午後5時まで
（令和4年7月1日（金）～令和4年10月31日（月）に実施する公演・展示分）

【第2期受付期間】 令和4年10月3日（月）午前9時～令和4年10月31日（月）午後5時まで
（令和4年11月1日（火）～令和5年3月31日（金）に実施する公演・展示分）

- ※ 受付期間中であっても、予算がなくなり次第終了します。
- ※ 受付状況によっては、受付期間の変更を行う場合があります。
- ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等によっては変更となる可能性がありますので、広島市ホームページにおいて最新の状況を御確認ください。
- ※ 展示期間が第1期と第2期にまたがる場合（例：展示期間が10月30日（日）～11月5日（土））は、第1期受付期間中に申請してください。

2 申請方法等

応募及びその後の手続は、原則として電子メールで受け付けます。申請受付期間内に必要な書類を電子メールに添付し、問合せ先の電子メールアドレス宛に送信してください。ただし、令和4年7月に実施する公演・展示の場合は、公演・展示日以前に申請を行ってください。その際、様式の電子ファイルは記入後そのままのファイル形式で保存して添付してください。

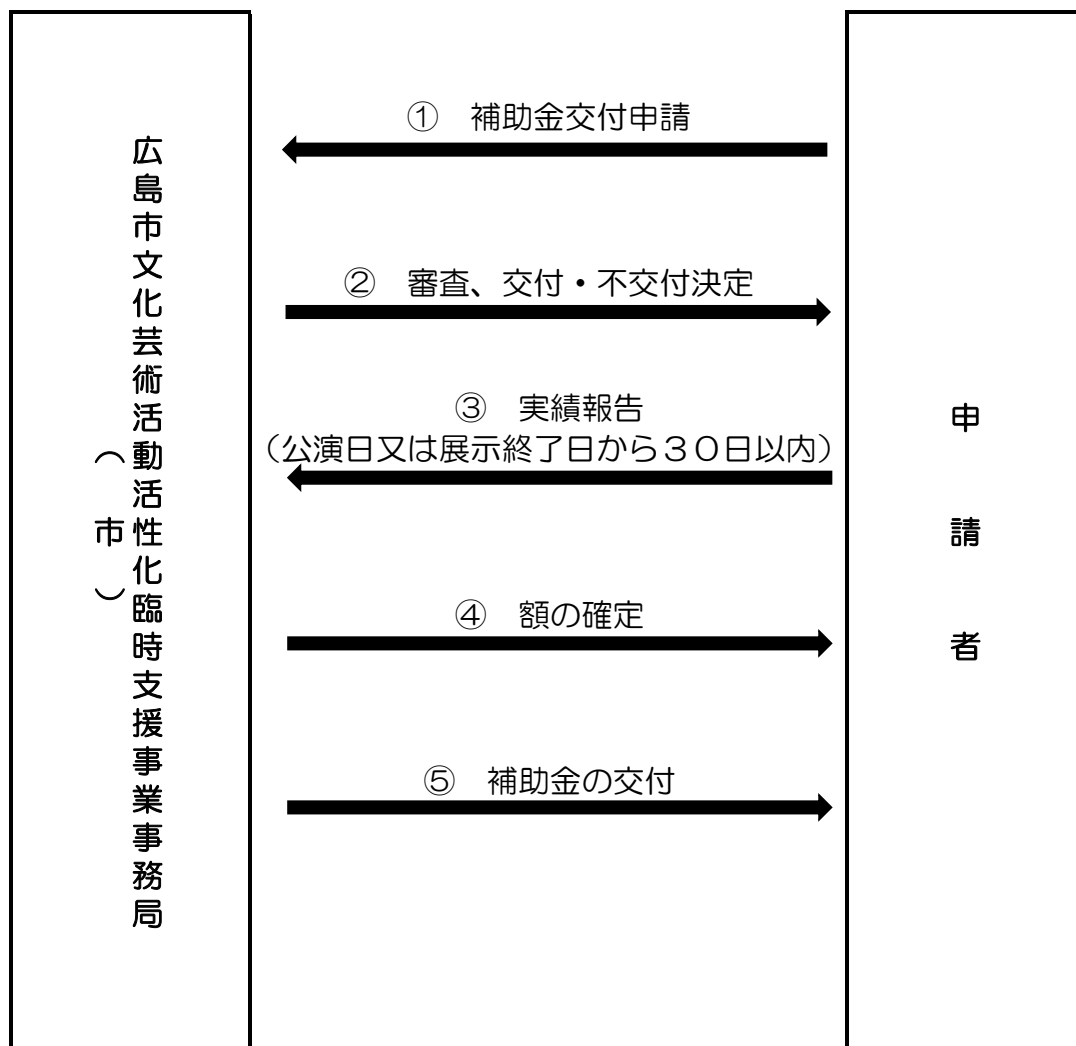
本人確認書類などの紙の書類は、カメラ撮影、スキャン等により作成した文字等が読める鮮明なもので、「jpg」、「png」、「pdf」のいずれかの形式の電子ファイルとし、メール全体で10MB以下として添付してください。

なお、申請等のメールを確認次第、事務局から受領した旨をメールにて御連絡いたします（目安として、翌営業日まで）。受領メールが届かない場合は、事務局まで御連絡ください。

- ※ 受付期間最終日の午後5時までに受信したものまで有効とします。
- ※ 提出書類の内容について、問合せをすることがあります。送信メールを保管しておく等、必ず、お手元で確認できるようにしてください。
- ※ 提出された書類は返却しませんので御了承願います。
- ※ 電子メールでの申請が困難な場合は、事務局へ御相談ください。
- ※ 文化芸術活動の実施を目的とし、継続的かつ定期的に公演等を主催している団体を除き、申請者への補助金の交付は1回のみです。複数の申請を行うことは可能ですが、受け付けた順に審査を行い、交付決定が決まった時点で他の申請案件については不交付決定とします。
- ※ 書類上の申請者名が異なっても、事業内容及び構成員の大部分が同一の場合、同一の申請者からの申請とみなし、不交付決定とすることがあります。

3 手続の流れ

補助金の申請から交付までの流れは以下のとおりです。



4 申請手続

●補助金交付申請

①～⑪（該当者は⑫～⑮も必要）の書類を提出してください。様式は広島市ホームページからダウンロードが可能です。なお、未提出の書類がある場合や提出書類に不備がある場合は審査の対象とならないことがあります。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 出演者一覧（計画）（様式第3号）
- ④ 会場使用料に係る収支予算書（様式第4号）
- ⑤ 誓約書（様式第5号）
- ⑥ 申請者の身分が確認できる資料
【個人の場合】（以下のいずれか1点）

- ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード（写真付きの表面のみ）
 - ・住民票（個人番号の記載のないもの）
 - 【法人の場合】
 - ・登記事項証明書
 - 【任意団体又はグループの場合】（以下のA、Bからそれぞれ1点）
 - A
 - ・団体の規約
 - ・団体、グループの概要書（様式第6号）
 - B 代表者の身分確認書（以下のいずれか1点）
 - ・運転免許証
 - ・マイナンバーカード（写真付きの表面のみ）
 - ・住民票（個人番号の記載のないもの）
- ⑦ **申請者が事業（イベント等）を主催することが確認できる資料**
事業の企画書、パンフレット（主催者として申請者の記載があるもの）などのうち、いずれか1点
- ⑧ **会場使用料及び附帯設備使用料が確認できる資料**
会場及び附帯設備の料金表（会場となる施設が作成したものに限り）、会場借受契約書、施設利用許可証、見積書などのうち、いずれか1点
- ⑨ **会場使用料及び附帯設備使用料の算定根拠が確認できる資料**
会場使用料内訳書（様式第4-2号）又は会場が作成した見積書等（使用料の算定根拠が記載されているものに限り。）
- ⑩ **出演者の活動実績が確認できる資料**
過去1年以内に広島市内の会場において出演した公演等のパンフレットなど
- ⑪ **補助金の振込先が確認できる資料**
銀行通帳の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナが確認できるページの写し（通帳がない場合には、キャッシュカードの写しなど振込先が確認できるもの）
- ⑫ **委任状（該当者のみ）（様式第7号）**
原則として、補助金は申請者本人名義の通帳にしか振り込めません。ただし、申請者が任意のグループで口座を開設していない場合など、やむを得ない場合には、グループの代表者の口座に振り込みますので、委任状を提出してください。
- ⑬ **文化芸術活動の実施を目的とし、継続的かつ定期的に公演等を主催している団体に該当することが確認できる資料（該当者のみ）**
該当する場合には、以下のA、Bからそれぞれ1点の資料を提出してください。
- A
 - ・団体の定款
 - ・団体の規約
- B 過去3年分の公演又は展示のパンフレット等
- ⑭ **会場の収容定員が確認できる資料（有料の公演又は展示の場合のみ）**
会場の規模が分かるパンフレット、図面等を提出してください。
なお、会場のホームページに明示されている場合には、事業計画書（様式第2号）にURLを記入してください（URLを記入できる場合には資料の提出は不要です。）
- ⑮ **入場制限を設けることが確認できる資料（有料の公演又は展示の場合のみ）**
入場制限を設ける場合には、入場制限を行う旨が記載されたパンフレット、参加者募集ホームページの写し等を提出してください（入場制限を設けない場合には提出不要です。）。なお、申請時にパンフレット等が完成しておらず、提出できない場合には、

実績報告時に提出してください。

その他にも追加で資料の提出をお願いすることがありますので、御協力をお願いします。また、審査の際、必要に応じて、広島市で申請内容の修正を行うことがあります。

●審査期間等

順次審査の上、補助金の交付決定等を行うことを予定していますが、申請件数によっては6週間～8週間程度の期間を要する可能性があります。また、書類の不備等がある場合にはさらに期間が必要となる可能性がありますので、御承知おきください。

なお、審査の内容等についてはお答えできません。

●審査後の手続

審査結果については、補助金の交付・不交付にかかわらず、申請時に記載のあった住所に郵送で通知します。

●変更申請

補助金の交付決定を受けた事業の事業内容、開催日時、開催場所、収支予算書、出演者等を変更（又は事業を中止）する場合には、事業実施前に「事業計画変更申請書（様式第8号）」の提出が必要です（広島市ホームページから様式をダウンロードできます。）。

●実績報告

補助金の交付決定通知を受けた個人・団体は、次のいずれか早い方の日までに実績報告を行ってください。

○事業の完了日から30日以内

○令和5年3月31日（金）

※ 期限までに実施報告がない場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。また、報告期限までに必ず会場使用料の支払いを完了させてください。

実績報告時は①～⑥の書類を提出してください。様式については広島市ホームページからダウンロードが可能です。

- ① 補助事業実績報告書（様式第9号）
- ② 出演者一覧（実績）（様式第10号）
- ③ 会場使用料に係る収支決算書（様式第11号）
- ④ 会場使用料及び附帯設備使用料を支払ったことが確認できる資料（以下のいずれか1点）
 - ・領収書
 - ・会場側からの請求書と銀行振込明細書のセット

【領収書・請求書の記載について】

□宛名は、申請者名と一致させてください。

□費用の明細が明記されたものを提出してください。

□領収日の記載があるものを提出してください。

□銀行振込明細書の場合は、日付、依頼人、受取人、金額が記載されているか確認してください。

※ 原則として補助金交付決定時の額を上限としますので、事業当日、会場（附帯設備使用料を含む。）の延滞料金を支払ったこと等により領収書等の金額が補助金交付決

定時の金額を上回っていても、差額分の支給はできません。

※ 領収書等の金額が補助金交付決定時の金額を下回る場合には、領収書等の金額をベースに補助金額を算定し、交付額を確定します。

⑤ 対象事業（公演・展示）を実施したことが確認できる資料（以下のいずれか1点）

- ・当日又は会期中の写真
- ・公演当日又は会期中の会場で配布したプログラム等

※ 無観客ライブ等の場合は、動画配信を行った際のWEBページのURL（事務局がアカウント等作成することなく無料で閲覧できるものに限る。）又は配信の実施が確認できる画面データ（写真やハードコピー）を提出してください。

⑥ 出演者（出展者）が5人以上参画していたことが確認できる資料

【実演芸術の公演の場合】（以下のいずれか1点）

- ・5人がそれぞれ出演している場面の写真
- ・公演当日に配布したプログラム等（出演者が明記されているものに限る。）

【実演芸術以外の公演の場合】（以下のいずれか1点）

- ・それぞれの作品が上映されている場面の写真
- ・公演当日に配布したプログラム等（上映作品名が明記されているものに限る。）

【展示の場合】（以下のいずれか1点）

- ・5人が出展した作品が展示されていることが確認できる写真
- ・会期中に会場で配布した出展作品リスト（出展者名が明記されているものに限る。）

⑦ 入場制限を設けたことが確認できる資料（有料の公演又は展示のみ）

入場制限を設ける場合で、交付申請時に資料を提出できなかった場合には、入場制限を行う旨が記載されたパンフレット、参加者募集ホームページの写し等を提出してください。

●補助金の支払い

実績報告書等の内容について審査を行った上で適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定の30日後を目途に申請口座へ振り込みます。

Ⅲ 注意事項等

1 遵守事項

申請及び取組実施に当たっては、以下の事項を遵守してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を十分に講じること。

参考（厚生労働省ホームページ）：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※申請後（交付決定後）においても、国や地方自治体による要請内容の変更や「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の改訂等がなされた場合には、必要に応じて実施計画の適切な修正・調整を御検討いただきますよう、お願いいたします。

○ 第三者の著作物を利用する場合は、申請者自らが利用許諾等の必要な手続きを適切に行うこと。

○ その他必要な法令や動画配信サイト等の各種サービス規約等について、申請者において、事前に十分な確認を行った上で実施すること。

2 関係書類の管理・保管

事業に関係する帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後5年間（令和10年3月31日まで）適切に保管し、広島市からの求めがあった際に、いつでも提出ができるように保存してください。関係書類が保管されていない場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を求める場合があります。

3 実地調査

補助対象事業について、広島市の職員が実地検査を行うことがあります。御協力をお願いします。

4 公表・調査等に関する御理解、御協力のお願い

補助金が交付された事業については、事業名称、事業概要、申請者、出演者等について事前に通知することなく広島市ホームページ等で公表する場合があります。

また、事業終了後に調査・アンケート等を実施する場合がありますので、御協力をお願いいたします。

5 同意事項

以下の事項に同意した上で申請してください。

○ 第三者からの権利侵害、損害賠償請求等の申し入れがあった場合、申請者の責任と負担で解決するものとし、広島市は一切の責任を負いません。

○ 補助金の交付・不交付に関わらず、申請・報告に係る費用については、全て申請者の負担とします。

○ 補助金の交付決定後であっても、本募集要項の規定違反や虚偽申請等の不正行為が判明した場合は、決定を取り消すことがあります。また、補助金交付後に、本募集要項の規定違反や虚偽申請等の不正行為が判明した場合は、補助金の返還を命ずることがあります。補助金の返還が生じた場合、申請者から広島市へ送金を行う際の振込手数料その他の費用は、全て申請者の負担とします。

○ 申請後、連絡先・住所等に変更が生じた場合は、速やかに御連絡をお願いします。連絡先・住所等が不明となった場合は、決定を取り消すことがあります。